

給付年金コーナー

20歳になったら国民年金

【国民年金】

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです

【国民年金加入のお知らせ】

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが届きます。内容は「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

(YouTube 厚生労働省チャンネルで動画視聴もできます)

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

交通事故等にあつたとき

交通事故や喧嘩などの第三者（加害者）による行為でケガ等をした場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、被保険者証を使って健康保険の自己負担割合で治療を受けることができます。

この場合、治療にかかる費用の差額については各保険者が一時的に立て替えますが、本来は加害者が負担すべき費用であるため、あとで加害者に請求することになります。治療を受けるときは、速やかに「第三者行為による被害届」を町民課まで提出してください。

◆◆◆示談をするときは慎重に！◆◆◆

加害者から直接治療費を受け取ったり、示談の内容によっては健康保険で治療を受けることができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123

国税の納付はキャッシュレスで！

～金融機関等へのお出かけ不要～

国税の納付は、金融機関等の窓口での現金納付の他、さまざまな納付手段があります。

- ・ダイレクト納付（源泉所得税を納めている方など頻りに納付手続をされる方にお勧め。）
- ・振替納税（申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要がある方にお勧め。）
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード納付（納付額に応じた手数料がかかります。）
- ・スマホアプリ納付

国税の納付手続き



窓口に出向かずに納付ができる納付手段がお勧めです。特に、法人の方には、ダイレクト納付を、個人の方には振替納税をお勧めいたします。ぜひこの機会にご利用の開始をお願いいたします。

1月の納期

- 町民税
■普通徴収（第4期分）

- 後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第7期分）

- 国民健康保険税
■普通徴収（第7期分）

- 介護保険料
■普通徴収（第7期分）

納期限は1月31日(水)です。口座振替の場合は1月26日(金)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 福祉介護課 介護包括ケア担当 内線143